

老岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準
別表第1 基準指数

番号	保育に当たる保護者の就労等形態				基準指数	採点		認定期間			
	類型		細目			母	父				
1	就労	居宅外労働	外勤	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	20		事由継続で就学前まで 最長3年間			
					1日6時間以上8時間未満の就労を常態	18					
					1日4時間以上6時間未満の就労を常態	16					
			自営	月16日以上	1日8時間以上の就労を常態	18					
					1日6時間以上8時間未満の就労を常態	16					
		(その他)	自営	月12日以上	1日6時間以上の就労を常態	8					
					月8日以上	1日8時間以上の就労を常態	6				
						上記以外の外勤・自営	3				
		2	就労	居宅内労働	自営	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態		20		事由継続で就学前まで 最長3年間
							1日6時間以上8時間未満の就労を常態		18		
1日4時間以上6時間未満の就労を常態	16										
自営	月16日以上				1日8時間以上の就労を常態	18					
					1日6時間以上8時間未満の就労を常態	16					
(その他)	自営			月12日以上	1日6時間以上の就労を常態	8					
					月8日以上	1日8時間以上の就労を常態	6				
						上記以外の自営	3				
(その他)	内職			月8日以上	1日8時間以上月収5万円以上の就労を常態	14					
					1日4時間以上月収3万円以上の就労を常態	12					
		上記以外の内職	3								
3	求職活動	求職(求職準備等を含む)	内定	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	10		3箇月※			
					1日6時間以上8時間未満の就労を常態	9					
					1日4時間以上6時間未満の就労を常態	8					
				月16日以上	1日8時間以上の就労を常態	9					
					1日6時間以上8時間未満の就労を常態	8					
			(その他)	未定	月12日以上	1日6時間以上の就労を常態	5				
						月8日以上	1日8時間以上の就労を常態		4		
							上記以外の内定		3		
						未定	月8日以上		公共職業安定所の記録により1か月以上前から定期的に求職活動をしていると認められる場合	3	
									求職中(就労先未定)(上記以外)	1	
4	不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁など				20		最長3年間(就学前)			
5	妊娠出産	出産前: 出産予定月の前2箇月 出産後: 出産月の後2箇月				20		左記期間内			
6	就学	既に日中、就学・技能習得のため外出を常態				番号1を準用		在学期間内			
		日中、就学技能習得が内定している場合(その他)				番号3を準用		3箇月※			
7	病気が障がい	病気	在宅療養	1か月以上入院している場合(入院予定を含む。)		20		事由継続で就学前まで 最長3年間			
				精神性	常時病臥・感染症	20					
					精神障害者福祉手帳1～3級	20					
					上記以外の程度	17					
				一般療養	医師が1か月以上の安静を要すると診断した場合	17					
					医師が1か月以上の通院加療を要すると診断した場合	13					
				障害がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2・B1	20					
身体障害者手帳3級、療育手帳B2	18										
身体障害者手帳4級以下	12										
8	介護看護	居宅外	(その他)	週5日以上日中週30時間以上(重度心身障がい者等)の介護を通常		20		3箇月※ 最長3年間 (事由継続で就学前まで) 3箇月※			
				週5日以上日中週20時間以上の介護を通常		16					
				週5日以上日中週16時間以上の介護を通常		14					
		上記以外の介護を常態(入所した場合、別途就労等が必要)		3							
		居宅内	(その他)	全介護を必要とする場合(重度心身障がい者等、要介護認定3・4・5程度)		20					
				一部介護を必要とする場合(要介護認定1・2程度)		17					
支援を必要とする場合(要支援)				15							
上記以外の介護を常態(入所した場合、別途就労等が必要)		3									
9	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合				20		最長3年間			
10	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合				20		(事由継続で就学前まで)			
11	その他	上記以外で明らかに保育に当たれない者						(事由継続で就学前まで)			

※1 父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定する。(基準指数)

- 2 期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中(就労先未定)の指数とする。
- 3 保護者が保育の必要な事由(就労等)が2以上ある場合には、原則として指数の高い状況を取り指数を決定する。
- 4 就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績も含めて指数を決定する。
- 5 就労時間には、通勤時間は含まない。ただし、休息時間は含む。
- 6 就労等形態が上記の各細目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる細目に当てはめ、指数を決定する。
- 7 求職活動(内定・未定)・就学内定の認定期間は、期限内に勤務証明等が提出された場合、就労や就学の期間とする。
- 8 保育短時間勤務等について、終期が明記されている場合は正規の勤務時間等による指数とする。
ただし、勤務日数を減らす場合は、終期が明記されていても減らした後の勤務日数からの指数とする。

別表第2 調整指数

項目		条件 (「保育所等」とは、保育所・認定こども園(保育部分)・地域型保育をいう。)	指数	母	父
加算指数	個人加算	1 引き続き3年以上就労を継続している場合※	2		
		2 引き続き1年以上3年未満の就労を継続している場合※	1		
		3 保育士として月20日以上1日6時間以上の勤務をする場合※	1		
		4 生計中心者の失業(自発的失業を除く)により就業の必要性が高い場合	3		
	就労状況	5 保護者が産前産後休業又は育児休業を取得している場合(基準日時点で保育所等に入所している場合や出産要件で入所申込の場合を除く。) ※平成27年度は、一斉受付の締切日から5月14日までの復帰者を含む。	1		
		6 同居者なしの母子(父子)家庭で、就労(又は就学・技能取得)を継続している又は内定している。 ※同居者には、住所が別であっても生計を共にしている場合を含む。	5		
		7 生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯の場合 ※ 福祉事務所等関係機関から意見を求める。	2		
	家庭状況	8 父母のどちらか一人が不存在(死亡・離婚・未婚など)の場合	4		
		9 父母の両方が不存在(死亡など)の場合	7		
		10 父母の一人が単身赴任、3か月以上入院などにより不在の場合	2		
		11 子ども(4月1日現在18歳未満)が2人以上いる場合(2人を超える場合は、1人に対し1点加算)	1		
	障がい	12 保護者が身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、B、精神障害者保健福祉手帳1～3級1つを所持している場合◎	3		
		13 保護者が視聴覚又は言語に関して身体障害者手帳3級を所持している場合◎	2		
		14 保護者が常時病臥、精神病(手帳なし)、感染症等で居宅療養している場合◎	2		
		15 同一世帯に視聴覚又は言語に関して身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、B、精神障害者福祉手帳を所持している者がいる場合(保護者及び入所申し込み児童を除く。)	1		
	児童の状況	16 特別支援と判定された場合	2		
		17 既に兄弟姉妹が保育所等に入所している場合(新年度選考時は、卒園予定児童を除く。)又は同時に2人以上の申し込みをしている場合◎	2		
		18 多胎児が同時に申し込みをしている場合◎	4		
		19 地域型保育を入所期間満了で卒園する場合(これに該当する場合、番号20及び番号21は加点しない) ※連携施設を自己の判断により選択しなかった場合は除く。	4		
		20 認可外保育施設などに有料で1箇月以上前から、週4日以上、かつ、1日4時間以上の預託をしている場合(所定の証明書が必要。また入所待機での一時預かり以外の一時預かりについては加点しない。) ※就労等保育認定該当する事由のため預託している場合に限る。	3		
		21 認可外保育施設などに有料で1箇月を経過していないが、週4日以上かつ、1日4時間以上の預託をしている場合(所定の証明書が必要。また入所待機での一時預かり以外の一時預かりについては加点しない。) ※就労等保育認定該当する事由のため預託している場合に限る。	2		
		22 保育所等の移行希望者(兄弟が別施設のため、同一施設に移行する場合) ※平成27年度4月入所の利用調整時には適用しない	3		
減算指数	同居祖父母	23 同居している65歳未満の保護者の父母が無職、求職中又は月64時間以上の就労をしていない場合(疾病等で保育に当たることができない場合を除く。) ※同一世帯には、同一住所又は同一建物の場合を含む。	-10		
		24 勤務形態が自営の父母や、勤務先の経営者が自身又は親族である父母が、仕事内容・実績の分かる書類を提出できない場合	-10		
	保育料等滞納	25 入所児又は卒園児の利用負担(保育料)等を3箇月以上滞納している場合	-3		
		26 利用者負担(保育料)等の滞納が高額となっている、又は滞納月数が10か月以上となっている世帯で、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られないなどの場合	滞納月数 ×-2		
	広域入所	27 市外在住者(転入予定者を除く。)で、勤務地が市内の場合	-10		
		28 市外在住者(転入予定者を除く。)で、勤務地が市外の場合	-20		
その他	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合(要保護児童など)	20			

- ※ 1 調整指数の加減算は、基本指数に対して行う。
 2 番号1～3は、父母ともに該当する場合、それぞれ指数を加点する。
 3 番号12～14、17～18はそれぞれ重複して加算しないものとする(◎)
 4 調整指数のうち加算指数は、保護者からの申し出に基づき必要な書類が提出された場合に適用する

■利用調整指数について

利用調整指数は、父母それぞれの基準指数に調整指数を加えて算出します。

(例) ・父親が月20日以上1日8時間以上居宅外労働をしている・・・基準指数20
 ・母親が月18日以上1日7時間の居宅外労働をしている・・・基準指数16
 ・父母共に引き続き3年以上就労を継続している・・・基準指数2
 「1 実施指数」
 番号1 居宅外労働から
 「2 調整指数」
 (2+2) 加点指数・番号1から

※この世帯の利用調整指数は、20+16+4=40点となります。

■入所の選考について

入所希望者が保育所等の定員を超えた場合などには、利用調整(あつせん)が行われます。提出書類等で確認した内容に基づき、利用調整指数の高い方から入所者を決定します。

【利用調整指数が同点の場合の優先順位】

- 1 壱岐市在住者(転入予定者も含む。)
- 2 同居者なしの母子・父子世帯(同居者には住所が別であっても生計を共にしている場合を含む)
- 3 生活保護世帯(ただし、福祉事務所等関係機関からの意見を求めます。)
- 4 同世帯に障がい者がいる場合
- 5 既に兄弟姉妹が保育所等へ入所しており、同じ保育所等となる場合
- 6 養育している未就学児の人数が多い場合
- 7 令和7年度(利用者負担額切り替え後は令和8年度)市民税所得割額の低い世帯(同額の場合は、収入の低い世帯を優先する。)
- 8 証明書等提出書類が全て提出されている者